

# にしたまエコにゅうす

## 東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理 に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### 宮城県女川町からの災害廃棄物の受入れについて

#### 災害廃棄物の受入れを開始します

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方において膨大な量の災害廃棄物が発生しました。被災地では、この瓦礫(がれき)の処理が進まず、復興に向けて大きな障害となっています。

このような状況下、国は全国的な広域処理を進めるため都道府県に対し災害廃棄物の受入処理について協力要請をしています。また、東京都では災害廃棄物処理支援を効率よく実施できるよう、都独自の事業スキーム(計画)を策定しました。

西多摩衛生組合におきましても、被災地のより早い復旧・復興に支援協力するため、構成市町(青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町)の意思決定のもと東京都の事業スキームに参加し、平成24年6月11日から災害廃棄物の受入れを開始します。

災害廃棄物の受入量については、清掃工場としての技術的な検討の結果、通常ごみに対する混入率が15%程度であれば、構成市町の日常的なごみ処理に支障を与えない範囲で、安定的に災害廃棄物を焼却処理することが可能であると判断しております。

環境省による再調査の結果、宮城県での災害廃棄物の発生量は従来の推計量から下方修正されましたが、県内処理を最大限に進めても広域処理を必要とする状況に変わりはなく、女川町は引き続き東京都(東京二十三区清掃一部事務組合・多摩地区の清掃工場)に対し、災害廃棄物の広域処理を依頼しております。

被災地の一日も早い復旧・復興支援のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

#### 【受入条件】

- 受入期間 平成24年6月11日から平成25年3月31日
- 受入量 約20トン/日【年間約3,100トン予定】  
※ ただし、当面の焼却対応については、混入率約10%・日量約11トンの搬入とし、ごみピットの攪拌作業、燃烧状態および有害物質の発生状況を確認します。
- 受入台数 2~5台/日【年間765台予定】
- 対象ごみ

搬出場所	宮城県女川町石浜(女川町廃棄物選別処理施設)
災害廃棄物の種類	可燃性廃棄物(木くず等)
災害廃棄物の組成	木くず約80%、プラスチック約14%、その他約6%

- 受入日 祝日を含む月曜日から金曜日【年間176日予定】
- 搬入出ルート 東京貨物ターミナル駅 ⇄ 首都高速・中央高速(八王子I.C.) ⇄ 一般道(国道16号線) 瑞穂町経由 ⇄ 羽村街道(都道163号線) ⇄ 西多摩衛生組合

#### 【受入予定】

年月	受入量(トン)		受入日数(日)
	車両台数(台)	日平均(台)	
平成24年6月	140	9.3	15
	35	2.3	
7月	160	10.7	15
	40	2.7	
8月	140	9.3	15
	35	2.3	
9月	400	20.0	20
	100	5.0	
10月	460	20.0	23
	115	5.0	

年月	受入量(トン)		受入日数(日)
	車両台数(台)	日平均(台)	
平成24年11月	440	20.0	22
	110	5.0	
12月	400	20.0	20
	100	5.0	
平成25年1月	220	20.0	11
	55	5.0	
2月	280	20.0	14
	70	5.0	
3月	420	20.0	21
	105	5.0	
合計	3,060	17.4	176
	765	4.3	

※ 災害廃棄物を搬送するコンテナの積載量は、1台当たり約4トン前後であるため、年間受入予定量の3,060トンについては、増減する場合があります。

# 西多摩衛生組合の搬入措置対応

■ 西多摩衛生組合では、放射性物質汚染対処特措法（平成 24 年 1 月 1 日施行）、東京都が実施している女川町の安全確認および東京二十三区清掃一部事務組合の試験焼却等に基づき、安全性を確認しています。

## ■ 西多摩衛生組合の具体的な受入対応

- (1) 災害廃棄物は、構成市町リサイクルセンター等から搬入される選別可燃ごみと同等の取り扱いとします。
- (2) 受入可能量は、混入率約 15%焼却で、1 月当たり最大約 460 トンとします。
- (3) 受入搬入日は、毎週月～金曜日（月約 22 日）とし、1 日当りの搬入量は約 20 トンとします。
- (4) 当面の焼却対応については、混入率約 10%（当面受入量 日量約 11 トン）の焼却とし、ごみピットの攪拌作業の標準化や燃焼状態および有害物質の発生状況を確認の上、最終的には混入率約 15%焼却とします。
- (5) 搬入車両および搬入経路の安全確保のため、西多摩衛生組合出入口付近での交通状況の確認に努めます。
- (6) 環境対策としては、放射性物質を含む各種有害物質の測定を実施し、公害防止協定値および法規制値を遵守します。

## ■ 災害廃棄物焼却に伴う環境対策

◀ 定常の測定 ▶

◀ 放射性物質汚染対処特措法関連 ▶

◀ 自主測定 ▶

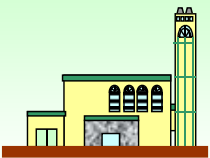
測定項目		頻度	測定項目		頻度	測定項目		測定場所	頻度
排ガス	ばいじん・NOx・SOx・HC <sub>2</sub> 等	4回/炉	焼却灰	放射性セシウム濃度 (飛灰・薬剤処理灰)	1回/月	ごみ	空間線量率	ホップステージ	1回/週
	ダイオキシン類・重金属	2回/炉							
放流水	pH・BOD・COD・SS等	1回/月	排ガス	放射性セシウム濃度	1回/月	作業環境	空間線量率	施設内7地点	1回/月
	ダイオキシン類・重金属	1回/年							
焼却灰	ダイオキシン類・重金属	4回/年	放流水	放射性セシウム濃度	1回/月	排ガス	ダイオキシン類	煙突出口	1回/炉
大気環境	ダイオキシン類・NOx・SOx・HC <sub>2</sub> ・SPM	2回/年	大気環境	空間線量率(敷地境界)	1回/週				

- 上記の項目を測定し、災害廃棄物焼却前後の比較用データとします。
- 災害廃棄物の受入れ後も、同様の測定を実施し比較することで安全確認をします。
- 現在までの測定結果については、西多摩衛生組合ホームページをご覧ください。

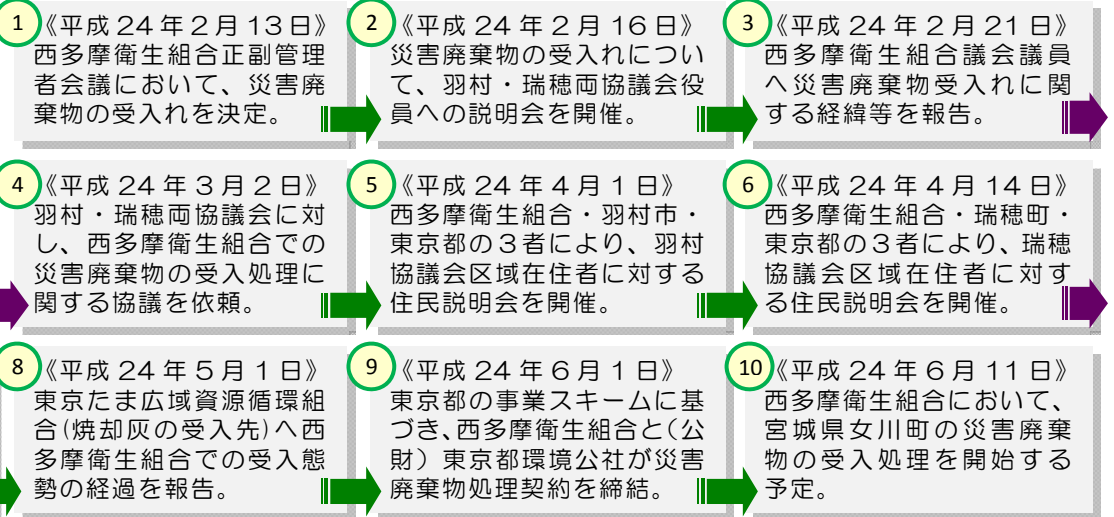
## ■ 災害廃棄物受入れに伴う情報公開

- (1) 公害監視盤（正門横設置）に災害廃棄物の受入状況（受入量・累計受入量等）を表示します。
- (2) 西多摩衛生組合ホームページに、受入予定量、受入実績（搬入コンテナの番号、空間線量率〔現地測定値〕、受入量等）を公表します。
- (3) 羽村・瑞穂両協議会に対し、定期的に災害廃棄物の受入状況を報告します。

### 災害廃棄物受入れまでの経過（平成 24 年）



西多摩衛生組合『環境センター』



編集・発行 西多摩衛生組合 2012年6月発行【No.13 臨時号】

(構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)

### アクセス図



- 西多摩衛生組合環境センター  
住所：〒 205-0012 東京都羽村市羽 4 2 3 5  
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426
- フレッシュランド西多摩  
住所：〒 205-0012 東京都羽村市羽 4 2 2 5  
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288

西多摩衛生組合  
ホームページ

<http://www.nishiei.or.jp>